

ビジネスコンテスト応募規約

兵庫県中小企業診断士協会（以下「当協会」といいます。）は、当協会が運営するビジネスコンテスト（以下「本コンテスト」といいます。）において、広くビジネスアイデアを公募するに際し、以下のとおり応募規約（以下「本応募規約」といいます。）を定めます。本応募規約と募集要項に同意をしたうえで、本コンテストにご応募ください。

（応募者）

個人が応募する場合はその方を、複数名のグループが応募する場合は代表者と代表者以外の参加者を含むグループ全員をいい、以下「応募者」といいます。また、参加者が未成年の場合には、保護者の同意を得た上で、本イベントに参加するものとします。

（応募作品の取扱い）

(1)本コンテストへの応募に係る書類・データについては返却いたしません。

(2)本コンテストにおいて、提出・改善されたビジネスアイデアに関する発明その他の知的財産に係る知的財産権（知的財産権を受ける権利を含みます。以下同じ。）及びノウハウ等に関する権利（以下、これらの権利を総称して「知的財産権等」といいます。）は、特段の合意がないかぎり、当該ビジネスアイデアに関するアイデア、コンセプト、図面、テキスト、デザイン、CG、写真、映像等の各成果物を創作、考案、作成した者に帰属するものとします。

(3)当協会及び当協会と提携する第三者が、応募されたビジネスアイデアを本コンテストの運用及びプロモーションのために利用するのに必要な知的財産権等の権利（当協会が必要かつ適正とみなす範囲で省略等の変更を加える権利を含み、又当該利用権を当協会と提携する第三者に再許諾する権利を含みます。）について、応募者は、無償で、無期限に、地域の限定なく許諾したものとします。なお、応募者は、当協会又は当協会と提携する第三者による著作物の利用について、著作者人格権を行使しないものとします。

(4)本コンテストへの応募により、応募されたビジネスアイデアの機密性は失われます。当協会は、応募があったビジネスアイデアを本コンテスト関係者に開示します。応募された

ビジネスアイデアに機密性を確保するための記載等があったとしても、当協会及び本コンテスト関係者は秘密保持義務を負いません。

(審査)

当協会は、応募者から応募されたビジネスアイデアについて、独自の基準により、審査し、審査結果を各応募者に通知します。

(応募の無効、審査結果)

(1)当協会又は当協会の関係企業は、応募されたビジネスアイデアとは関係なく、同一又は類似の事業の開発や検討、もしくは既に実施している可能性があります。その場合、本コンテストへの応募は無効とさせていただきます。応募者に対して金銭等の支払いを含め、何らの補償はいたしません。

(2)各審査結果や不通過の理由等に関するお問合せには、一切応じられません。

(受賞の取り消し)

審査を通過した後に、応募者が本応募規約及び募集要項の内容を満たさないことが判明した場合は、当協会は、当該応募者による応募及び審査結果を取り消し、賞金の返還等を求めることができます。

(賞金)

(1)当協会は、本コンテストの一環として行われる審査の結果、優秀と認められた応募者(以下「通過者」といいます。)に対して、当協会が定める金額の賞金を授与することができます。

(2)当協会は、前項の賞金の授与を行う場合、通過者が決定した後6か月以内に、通過者が第7項の通知を適切に行うことを条件として、通過者に対し、主催者の定める方法により、賞金を授与するものとします。

(3)通過者が複数名で構成されるグループでの応募者である場合や、法人での応募者である場合は、第7項の通知において定める代表者において、当協会から賞金を受領するものとします。受領後の通過者内部における賞金の管理・分配等は代表者の責任において行うも

のとし、当協会に一切の迷惑をかけないものとしします。

(4)当協会は、賞金に関する税務申告、納税その他の税務上の取扱いについて、一切の責任を負わず、通過者が自ら責任を負うものとしします。

(5)通過者は、応募及び審査結果が取り消される場合があることを承諾し、取り消しが行われた場合には、当協会の指示に従って、直ちに賞金を返還するものとしします。

(6)通過者が複数の個人又は法人で構成されるグループでの応募者である場合は、それらの構成者は、前項の返還について連帯義務を負うものとしします。

(7)通過者は、賞金の授与を受けるにあたっては、賞金の送金先の代表者の氏名及び送金先口座、その他当協会が定める事項を所定の様式により当協会に通知するものとしします。

(遵守事項等)

(1)本コンテストへの応募及び審査の過程で発生する一切の費用は、特定の定めがある場合をのぞき応募者の負担になります。

(2)応募者は、第三者の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利も含みます。以下、同様とします。）、パブリシティ権、プライバシー権その他の第三者の権利、及び秘密情報を侵害せず、法令に違反していないビジネスアイデアを応募することとし、当該ビジネスアイデアによる権利侵害が生じた場合、当協会は当該事案に一切関与せず、何ら補償いたしません。応募者は、権利関係についてトラブルにならないように、各自の責任で客観的資料等を残すよう心がけてください。

(3)応募したビジネスアイデアに関し、応募者と第三者との間で紛争が生じた場合、当該応募者の責任においてこれを解決するものとし、当協会は責任を負わないものとしします。

(4)応募者は、本コンテストへの応募や参加に際して、本コンテストの運営を妨害する行為や合理的範囲を超える負担を要求する行為、公序良俗に反する行為、又はその恐れのある行為を行わないものとしします。

(5)本コンテストにおける審査の過程で、当協会がビジネスアイデアについて助言、意見等をすることがありますが、当協会は、それらについて何ら責任を負いません。

(反社会的勢力の排除)

(1)応募者は、当協会に対し、次の各号の事項を確約するものとします。

①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。

②応募者が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる方をいいます）及び従業員が反社会的勢力ではないこと。

③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この応募を行うものでないこと。

④自らまたは第三者を利用して、この応募に関して次の行為をしないこと。

ア当協会に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ偽計又は威力を用いて当協会の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

⑤自らが、資金供給・便宜供与などによって直接的或いは積極的に反社会的勢力の維持・運営に関与しておらず、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(2)応募者が、次のいずれかに該当した場合には、当協会は、何らの催告を要せずに、この審査結果や賞金の支払予定など応募に関する一切の決定を取り消すことができるものとします。又、応募者へ当協会が賞金を支払った場合は、当該金額を応募者が当協会へ返還するものとします。

ア前項①、②または⑤の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ前項③の確約に反し応募をしたことが判明した場合

ウ前項④の確約に反した行為をした場合

(3)前項の規定により、審査結果などの取り消しや賞金の返還（以下「取り消し等」といいます。）がされた場合、応募者は、その取り消し等により生じる損害について、当協会に対し一切の請求を行わないものとします。

(本コンテストの内容変更、終了)

(1)当協会は、当協会の都合により、本コンテストの内容を変更、または終了することがで

きます。当協会は、本コンテストの内容変更又は終了するときは、その内容について当協会所定の方法により応募者に通知します。ただし、緊急の場合は、応募者に通知を行わない場合があります。

(2)当協会は、前項に基づき当協会が行った措置に基づき応募者に生じた損害について一切の責任を負いません。

(個人情報取扱い)

本コンテストの応募にあたり提供された応募者の個人情報は、本コンテストの運用、分析及びプロモーションのために利用します。

(応募規約の変更)

(1)当協会は、応募者の事前の承諾を得ることなく、本応募規約又は募集要項の内容を変更することができます。

(2)当協会が本応募規約または募集要項の内容を変更した場合には、応募者にその変更内容を通知します。通知において指定された期日以降は、変更後の本応募規約又は募集要項が適用されます。

(準拠法及び専属的合意管轄)

(1)本応募規約は、日本法によって解釈され、日本法を準拠法とします。

(2)応募者と当協会との間で紛争が生じた場合には、その内容に応じて京都簡易裁判所又は京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2025年3月1日 制定・施行